

## J A金沢市の金融円滑化の推進に向けた取組み

### 1. 金融円滑化にかかる基本的方針

当 J A 金沢市（以下、「当 J A」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域の利用者に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当 J A は、組合員・地域利用者の新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員・地域利用者の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当 J A は、事業を営む組合員・地域利用者からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、組合員・地域利用者の経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。  
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。
- 3 当 J A は、組合員・地域利用者から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員・地域利用者の経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当 J A は、組合員・地域利用者からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員・地域利用者の理解と信頼が得られるよう努めます。
- 5 当 J A は、組合員・地域利用者からの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生 ADR 手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。  
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 当JAは、組合員・地域利用者からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 組合長以下、関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## 2. 相談窓口等

### (1) 金融円滑化にかかる相談窓口

当JAでは、以下のとおり相談窓口を開設し、農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用の組合員・地域利用者の皆さまからのご相談に、きめ細かな対応を行っております。

〔相談窓口〕

店舗名	住 所	電話番号	受付時間
本店	金沢市松寺町末59-1	237-3932	平日 8:30~17:00 第2・第4土曜日 以外の土曜日 8:30~12:00
野田支店	金沢市野田町△94-1	241-8385	
崎浦支店	金沢市小立野3-28-12	262-6534	
小坂支店	金沢市小坂町西105-1	252-1288	
弓取支店	金沢市諸江町中丁347-1	237-5705	
川北支店	金沢市松寺町末59-1	238-1005	
安原支店	金沢市福増町北602	249-2111	
押野支店	金沢市八日市出町386	249-1341	
額支店	金沢市額乙丸ハ18-1	298-1395	
金浦支店	金沢市田上町15街区5	261-0075	
森本支店	金沢市南森本町ホ36-1	258-0050	

## (2) 苦情等相談窓口

組合員・地域利用者の皆さまからの金融円滑化にかかる苦情については、本店総務部の相談苦情受付窓口で承っております。

### ① 電話番号

237-0002

### ② 受付時間

平日 8:30～17:00

第2・第4土曜日以外の土曜日 8:30～12:00

## 3. 貸付条件変更等の実施状況

- (1) 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」第7条に基づき、以下のとおり開示します。

「金融円滑化にかかる措置の実施状況について（平成25年3月末）」

※ 別紙1のとおり

- (2) 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」は、平成25年3月末で期限が到来しましたが、引き続き同様の基準で開示します。

「貸付条件の変更等の実施状況について（平成25年9月末）」

※ 別紙2のとおり

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置  
に関する法律第 7 条第 1 項に規定する説明書類

平成 23 年 4 月 1 日

J A 金沢市

当 J A 金沢市（以下、「当 J A」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域の利用者に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当 J A の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当 J A の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）に基づき、当 J A の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第 1 第 6 条第 1 項第 1 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当 J A では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針（概要）

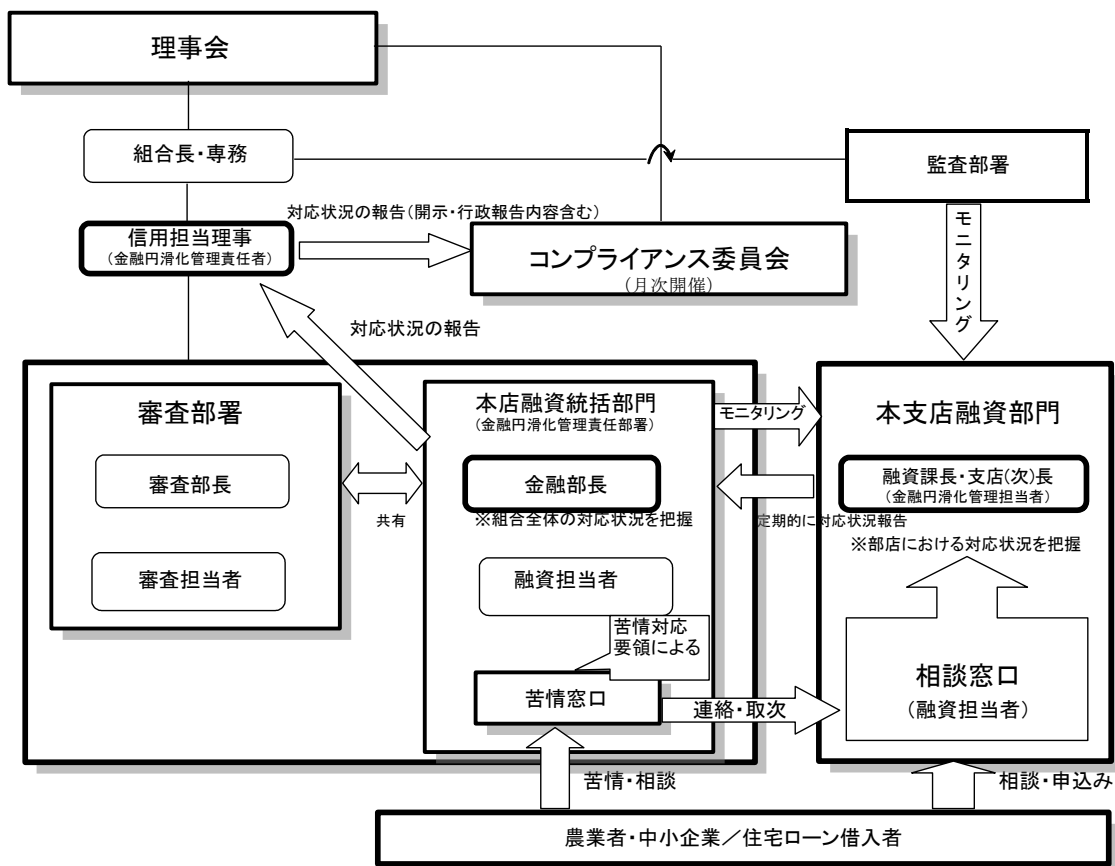
- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 組合員・地域利用者の経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当 J A の金融円滑化管理に関する体制

## 第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当JAでは、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当JAの金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」、金融共済部を「金融円滑化管理責任部署」として、当JA全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融共済部へ報告することとしております。
- (4) 各支店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

中小企業者等金融円滑化対応にかかる全体の管理体制(イメージ)



### **第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要**

- (1) 組合員・地域利用者からの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を金融共済部に設置しているほか、各支店においても承っております。
- (2) 組合員・地域利用者からの、当JAの金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、本店総務部に受付窓口を設置しております。また、各支店で苦情を受けた場合には、当JA所定の手続きに従って、速やかに本店総務部に連絡をし、本店総務部と各支店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

### **第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要**

- (1) 金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行った組合員・地域利用者の経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、組合員・地域利用者への支援について真摯に取り組みます。
- (2) 特に、農業者の皆様に関しては、当JAの営農部門とも連携し、経営相談等を行う体制を整備しております。
- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当JA職員に対し、必要な研修・指導を行っております。

### **第5 法第4条に基づく措置の実施状況 及び 法第5条に基づく措置の実施状況別表のとおり**

## 金融円滑化にかかる基本的方針、体制の概要および実施状況

平成 25 年 10 月 15 日

J A 金 沢 市

当 J A 金沢市（以下、「当 J A」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域の利用者に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当 J A の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当 J A の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」は終了しましたが、引き続き当 J A の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

## 1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当 J A では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本的方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

### 金融円滑化にかかる基本的方針（概要）

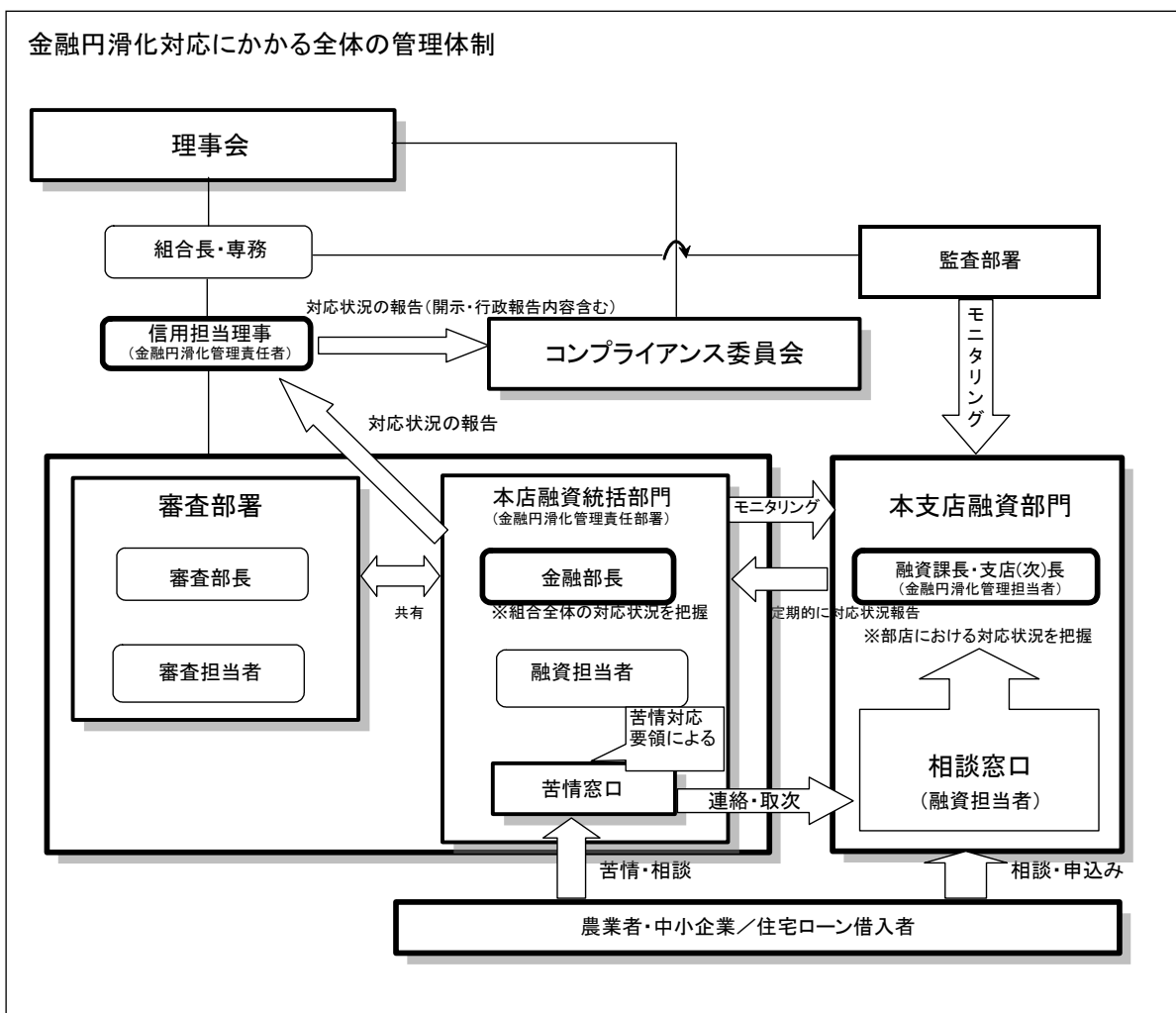
- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 組合員・地域利用者の経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 当 J A の金融円滑化管理に関する体制

（注）方針の全文については、金融円滑化への取組みの 1 に全文を記載しております。

## 2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当JAでは、金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当JAの金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」、金融共済部を「金融円滑化管理責任部署」として、当JA全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融共済部へ報告することとしております。
- (4) 各支店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。





### 3 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) 組合員・地域利用者からの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を金融共済部に設置しているほか、各支店においても承っております。
- (2) 組合員・地域利用者からの、当 J A の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、本店総務部に受付窓口を設置しております。また、各支店で苦情を受けた場合には、当 J A 所定の手続きに従って、速やかに本店総務部に連絡をし、本店総務部と各支店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

### 4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行った組合員・地域利用者の経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、組合員・地域利用者への支援について真摯に取り組みます。
- (2) 特に、農業者の皆様に関しては、当 J A の営農部門とも連携し、経営相談等を行う体制を整備しております。
- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当 J A 職員に対し、必要な研修・指導を行っております。

### 5 貸付条件の変更等の実施状況

別表 2 のとおり